

地域の創意工夫による**活動の計画づくり**から**農業者等を含む地域住民の就業の場の確保**、農山漁村における**所得の向上や雇用の増大に結びつける取組**を取組の発展段階に応じて**総合的に支援**し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人〔令和2年度まで〕）
- 農村部の人口減の抑制（2,151万人を下回らない〔令和7年度〕）

1 農山漁村地域での取組への支援

地域活性化のための活動計画づくりと実証、就職氷河期世代を含む潜在的
就農希望者の発掘、優良事例や農業遺産の情報発信等を支援します。

中山間地域での収益力向上に向けた取組やモデル構築等を支援します。

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。

観光コンテンツ開発や滞在施設等の整備、国内外へのPR等を支援します。

障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要な農業生産施設の整備並びに障害者等の農業技術習得や専門人材育成等を支援します。

地方公共団体策定の活性化計画に基づき行う施設整備を支援します。

都市部での農業体験等による交流を通じた都市住民と共生する農業経営の実現を図る取組等を支援します。

国 → 定額、1/2等 → 地域協議会等 (1の①、③、④、⑤、2の①の事業)

国 → 交付 → 地方公共団体 → 定額、1/2等 → 農林漁業者の組織する団体等

(1の①の事業) 農林
(1の②、③の事業)
(1の④、⑤、2の①の事業)
(1の⑥の事業)

農村振興局農村計画課
 〃 地域振興課
 事業) 〃 都市農村交流課
 〃 地域整備課

(03-6744-2203)
(03-6744-2498)
(03-3502-5946)
(03-3501-0814)



<対策のポイント>

「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進することで農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、地域による実施体制の整備や観光コンテンツの磨き上げ、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、戦略的な国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援します。

<政策目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人〔令和2年度まで〕）
- 「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出（500地域〔令和2年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農泊推進事業

- 国内外の旅行者の農山漁村地域への呼び込みを促進し、地域の活性化を図るため、農泊の推進体制構築や魅力ある観光コンテンツの磨き上げ、インバウンド受入環境の整備、専門人材の確保、農家民泊の農家民宿への転換等を支援

※ 地域活性化対策も一部活用し支援

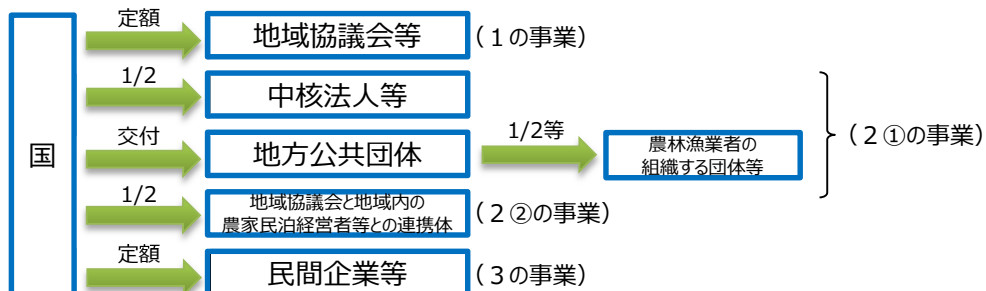
2. 施設整備事業

- ① 古民家等を活用した滞在施設や体験・交流施設、活性化計画に基づき農泊に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設など、農泊を推進するために必要となる施設の整備を支援（市町村・中核法人実施型）
- ② 地域内で営まれている宿泊施設の質の向上のため、インバウンドを含む個人旅行者等の多様なニーズに合わせた宿泊施設の改修を支援（農家民泊経営者等実施型）

3. 広域ネットワーク推進事業

- デジタル情報を活用した戦略的な国内外へのプロモーションや大規模展示会への出展・商談会の開催、農泊を推進する上での課題を抱える地域に対し、ワンストップで課題に応じた専門家派遣・指導を行う取組等を支援

<事業の流れ>



【1の事業】

- 事業実施主体 地域協議会、地域協議会の連合体、DMO等
- 事業期間 2年間等 ○ 交付率 定額（上限500万円/年等）



地域資源を活用した
体験メニューの開発



地域の食材を
活用したメニュー作り



【2①の事業】

- 事業実施主体 市町村、地域協議会の中核法人等
- 事業期間 2年間 ○ 交付率 1/2（上限2,500万円、5,000万円、1億円）

（活性化計画に基づく事業）

- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- 事業期間 原則3年間 ○ 交付率 1/2等



古民家を活用した滞在施設



廃校を改修した大規模滞在施設

【2②の事業】

- 事業実施主体 地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体
- 事業期間 1年間 ○ 交付率 1/2（上限1,000万円/経営者、5,000万円/地域）

【3の事業】

- 事業実施主体 民間企業、都道府県等
- 事業期間 1年間

55 ○ 交付率 定額



課題に応じた専門家の派遣・指導

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

平成31年度水産加工・流通構造改善促進事業及び魚食普及推進事業について

水産物消費量の減少などによる近年の水産物需給の変化に対応し、国産水産物の流通・輸出の促進と消費拡大を図るため、水産加工・流通構造の改善及び消費者等に対する魚食普及への取組みを推進しています。

漁業者

- ロットがまとまらない魚等が非食用に安値で取引されてしまう(低未利用魚)
- 水揚げ集中等による価格変動が大きい

水産加工・流通業者

- 簡便化志向等の消費者ニーズへの対応が不十分
- 水揚げの変動等により加工原料の安定的確保が困難

消費者(国内)

- 魚や調理等を学ぶ機会が減少したこと等を背景に、水産物消費が大きく減少
- もっと魚を食べたい意識もある一方、簡単に調理したい等のニーズ

1. 水産加工・流通構造改善促進事業

① 水産加工・流通構造改善指導事業 【補助率: 定額】

センターが、次の取組みを行います。

- 専門的知見を有する指導員による加工・流通業者等への現地指導
- 水産加工・流通事業者向けセミナー等の開催

② 水産加工・流通構造改善取組支援事業 【補助率: 1/2以内】

センターが、現地指導を受けた者の取組計画を審査等の上、取組みの内容に応じて以下の経費の一部を支援(1/2以内)します。

- 新規・先進プロジェクト
国産水産物の流通を促進する先進的取組みに必要な機器の購入経費、コンサルティング経費等
- 連携プロジェクト
漁業者団体・流通業者・加工業者等が連携して国産原料の確保等の課題に取組む場合に必要経費(学校給食への供給や低未利用魚の有効活用を図る場合には、機器購入経費を含む)
- 輸出促進プロジェクト
漁業者団体・流通業者・加工業者等が国産水産物の輸出に取組む場合にその取組に必要な機器の購入経費、コンサルティング経費等の一部を支援



【加工・流通業者等へのセミナー開催】



【地魚入りウィンナーを開発し給食に供給】

2. 魚食普及推進事業

【補助率: 定額】



【Fish-1グランプリ】

- 国産水産物の展示・発表会の開催
- 小売・外食事業者向け研修会等の開催
- 魚食普及セミナー等の開催

「新規・先進プロジェクト」「連携プロジェクト」「輸出促進プロジェクト」の要件

◎新規・先進プロジェクト

センターによる指導を受けた加工業者等がA～C全てを満たす必要があります。

- A 国産水産物の流通を促進する実証を行うこと
- B 原材料、製品、技術、工程、集出荷方法、販売方法等のうち1つ以上において新規性又は先進性を有していること
- C 対象魚種の流通の状況、新規・先進プロジェクトによる国産水産物の流通量の増加見込み等から実証効果が十分なこと

◎連携プロジェクト

AまたはBを満たす者のいずれかとなります。

- A センターによる指導を受けた加工業者等が、他の加工業者等又は関係事業者等と2者以上で連携プロジェクト協議会を構成し、単独では対応が困難な国産加工原料の確保、新規販路の開拓等、近年重要性が増している課題に効果的に取り組むこと
- B 水産庁によるバリューチェーン改善促進事業の事業主体として選定されていること

◎輸出促進プロジェクト

センターによる指導を受けた加工業者等がA・Bを満たす必要があります。

- A 国産水産物の輸出を促進する実証を行う取組であること
- B 海外における対象魚種の需要見込み、輸出促進プロジェクトによる国産水産物の輸出額の増加見込み等から実証効果が十分な取組であること

【水産加工・流通構造改善取組支援事業の手続きの流れ】

①現地指導

②課題提案を提出し応募

現地指導を受けた

③課題提案を審査・採択後、機器整備等の支援
(必要な経費の1/2以内)

- ・水産物の生産者
- ・流通業者
- ・加工業者
- ・これらの団体等

事業実施主体
(国産水産物流通促進センター)

国